

東川町幼児センターの運営方針

平成 15 年 4 月 1 日現在

項 目	運 営 の 内 容	備 考
施 設 名	東川町幼児センター(開園時間 7:30~19:00) 愛称:ももんがの家	・愛称については検討委員会を 設置し、公募して決めた
開 設	開 設 平成14年12月1日(日) 開園式 平成14年12月2日(月) ・幼稚園 保育園 支援センター 同日に開設 ・乳児保育 一時保育 延長保育は、同日から開始 ・幼稚園の3歳児保育は、平成15年度から開始	・引越しは前もって行い、12 月1日(日)に引越し完了
定 員	幼稚園 保育園 0歳児 0 (5) (保育園に年齢ごとの 1歳児 0 (10) 定員枠は設定しない) 2歳児 0 (15) 3歳児 35 (30) 4歳児 35 (30) 5歳児 35 (30) 計 105 120 合計 225名 ・入園資格 保育園は保育に欠ける幼児	・幼稚園の「満3歳児入園」 は当分の間実施しない (注1) ・保育園 0歳児の入園 原則として産休明け(産後 8週後)とするが、産後6か 月以降の入園を勧める
クラス編成	0歳児 1 1・2歳児 2 3歳児 2 (幼・保混合保育) 4歳児 2 (幼・保混合保育) 5歳児 2 (幼・保混合保育)	・平成14年12月から平成15 年3月までは、幼・保別々の クラス編成
職員配置	幼稚園 保育園 3歳児 20:1 0歳児 3:1 4歳児 35:1 1・2歳児 6:1 5歳児 35:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 ・幼稚園の3歳児については、町独自の職員配置を決めて、 35人を20人とする	
開園日・保 育日数	・幼稚園 おおむね210日(休園日は小学校と同じ) ・保育園 おおむね300日(休所日は日、祝日、年末年始のみ)	・幼稚園は平成14年度から 週5日制となっている
保 育 時 間	短時間型(幼稚園) 基本 9:00~13:30 早朝保育 7:30~9:00 通常保育 9:00~13:30 預かり保育(開園日の月曜から金曜) 13:30~16:00 同 (閉園日の土曜日と長期休み) 9:00~13:30 8:00~16:00 長時間型(保育園) 基本 8:00~16:00 早朝保育 7:30~8:00 通常保育 8:00~16:00 時間外保育 16:00~18:30 延長保育 18:30~19:00 一時保育 8:00~16:00 障害児保育 8:00~16:00	・預かり保育(注2)は、平成 15年度から申出により実施 する。 ・長時間型の早朝保育、時間外 保育、延長保育は、開園日から 実施し就労証明書で就労時間 を確認し承諾する。 ・一時保育 (注3) ・障害児保育 (注4)
給 食	・給食の形態 3歳児未満 完全給食 3歳児以上 副食給食	・月に1回、愛情弁当の日を設 ける(3歳児以上) ・月に1回、お楽しみ給食の日 を設ける(完全給食) 参考 開園から平成15年3月 まで幼稚園の副食費代、1 食160円徴収した。 ・平成15年4月からは保育料 に含む

子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談事業（電話子育て相談，来所子育て相談） ・子育てサロン <ul style="list-style-type: none"> ・遊びの広場 ・子育て講座 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルの支援 ・子育てたよりの発行 <ul style="list-style-type: none"> ・絵本の貸出し(平成15年度から) ・園(幼・保)行事への参加 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型で実施 ・保健師の協力を得る ・子育て支援ボランティアの組織づくりを検討していく 																																																																																																					
通園バス	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：保育所の統廃合により廃止なる保育所区域に居住する3歳以上児のために通園バスを運行する。 但し，3歳未満児は保護者による送迎。 ・時刻：朝 7:50 (バス停の始発)，夕方 16:00(センター発) ・曜日：月～土曜日 (保育園の開園日は毎日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行路線で保護者の希望があれば個々に利用の可否を検討する。 																																																																																																					
制服	<ul style="list-style-type: none"> ・制服及びスモックを廃止する ・帽子(カラー)，名札を着用する 																																																																																																						
保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会を一本化する。(発足 平成15，4，8 総会) ・名称・・・「父母と先生の会」 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年3月までは各保育園と幼稚園の役員で保護者会を構成 																																																																																																					
会議・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・会議・園内研修：午睡時間の利用(各週1時間以上) 職員会議は，月に1回、午後5時30分から開催 ・園外研修：各種研修会，講習会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議を補完するため意思決定の仕組や連絡調整の仕組を工夫する。 ・園務分掌組織の確立。 																																																																																																					
職員構成	<p>平成15年5月の職員体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園 園長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主任教諭</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>4 (内1は補助教諭)</td> </tr> <tr> <td>保育園 園長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>主任保育者(クラス担任)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児主任と副担任保育者</td> <td>7 (主任兼)</td> </tr> <tr> <td>1～2歳児担任保育者</td> <td>6 (主任兼)</td> </tr> <tr> <td>乳児担任保育者</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>週休2日対応保育者</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>短時間保育者</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>2(うち1名は短時間)</td> </tr> <tr> <td>共通 管理・保育園係長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事務補助職員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>調理員(常勤4名、短時間2名)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>公務補(運転手技術員兼務)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39名</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他 清掃員(委託) 2名</p>		職員数	幼稚園 園長	1	主任教諭	1	教諭	4 (内1は補助教諭)	保育園 園長	1	主任保育者(クラス担任)	(2)	3～5歳児主任と副担任保育者	7 (主任兼)	1～2歳児担任保育者	6 (主任兼)	乳児担任保育者	1	週休2日対応保育者	3	短時間保育者	3	子育て支援センター	2(うち1名は短時間)	共通 管理・保育園係長	1	事務補助職員	1	栄養士	1	調理員(常勤4名、短時間2名)	6	公務補(運転手技術員兼務)	1	合計	39名	<p>平成15年5月現在</p> <p>幼稚園 3歳児 21名 4歳児 20名 5歳児 33名 計 74名</p> <p>保育園 0歳児 1名 1歳児 12名 2歳児 19名 3歳児 29名 4歳児 28名 5歳児 35名 計 124名</p> <p>(うち広域保育1名含む)</p> <p>合計 198名</p>																																																																	
	職員数																																																																																																						
幼稚園 園長	1																																																																																																						
主任教諭	1																																																																																																						
教諭	4 (内1は補助教諭)																																																																																																						
保育園 園長	1																																																																																																						
主任保育者(クラス担任)	(2)																																																																																																						
3～5歳児主任と副担任保育者	7 (主任兼)																																																																																																						
1～2歳児担任保育者	6 (主任兼)																																																																																																						
乳児担任保育者	1																																																																																																						
週休2日対応保育者	3																																																																																																						
短時間保育者	3																																																																																																						
子育て支援センター	2(うち1名は短時間)																																																																																																						
共通 管理・保育園係長	1																																																																																																						
事務補助職員	1																																																																																																						
栄養士	1																																																																																																						
調理員(常勤4名、短時間2名)	6																																																																																																						
公務補(運転手技術員兼務)	1																																																																																																						
合計	39名																																																																																																						
保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型：年間の保育時間を考慮して算出 ・幼稚園型＝保育園型×0.44 ・保育園型：保育園の保育料。国の基準の95% (応能負担) <p>平成15年度保育園保育料を基本として試算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 階層</th> <th colspan="2">幼稚園</th> <th colspan="3">保育園</th> </tr> <tr> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>8,500</td> <td>5,700</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>3①</td> <td>4,700</td> <td>4,700</td> <td>13,500</td> <td>10,600</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>3②</td> <td>6,900</td> <td>6,900</td> <td>18,500</td> <td>15,600</td> <td>15,600</td> </tr> <tr> <td>4①</td> <td>8,300</td> <td>8,300</td> <td>21,800</td> <td>18,900</td> <td>18,900</td> </tr> <tr> <td>4②</td> <td>9,800</td> <td>9,800</td> <td>25,100</td> <td>22,200</td> <td>22,200</td> </tr> <tr> <td>4③</td> <td>11,300</td> <td>11,300</td> <td>28,500</td> <td>25,600</td> <td>25,600</td> </tr> <tr> <td>5①</td> <td>13,200</td> <td>12,300</td> <td>33,000</td> <td>29,800</td> <td>27,800</td> </tr> <tr> <td>5②</td> <td>15,100</td> <td>13,300</td> <td>37,800</td> <td>34,100</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>5③</td> <td>17,000</td> <td>14,200</td> <td>42,200</td> <td>38,400</td> <td>32,200</td> </tr> <tr> <td>6①</td> <td></td> <td></td> <td>45,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6②</td> <td></td> <td></td> <td>48,400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6③</td> <td></td> <td></td> <td>51,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6④</td> <td></td> <td></td> <td>54,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6⑤</td> <td></td> <td></td> <td>57,900</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分 階層	幼稚園		保育園			3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	1	0	0	0	0	0	2	2,500	2,500	8,500	5,700	5,700	3①	4,700	4,700	13,500	10,600	10,600	3②	6,900	6,900	18,500	15,600	15,600	4①	8,300	8,300	21,800	18,900	18,900	4②	9,800	9,800	25,100	22,200	22,200	4③	11,300	11,300	28,500	25,600	25,600	5①	13,200	12,300	33,000	29,800	27,800	5②	15,100	13,300	37,800	34,100	30,000	5③	17,000	14,200	42,200	38,400	32,200	6①			45,300			6②			48,400			6③			51,600			6④			54,700			6⑤			57,900			<ul style="list-style-type: none"> * 平成15年度からの料金 ・幼・保とも所得応能負担 ・幼稚園入園料は廃止 ・預かり保育の日額表を設定 ・軽減措置 ア 第2階層の母子世帯 0円 イ 同一世帯の2子目は，2子目の料金の2分の1 ウ 同一世帯の3子目は，3子目の料金の10分の1 上記のイ及びウについては第4階層までは料金の低い児童を1子目とし，第5階層以上は料金の高い児童を1子目とする。 同一世帯で幼稚園と保育園に入園している2人以上の児童の保育料においても同様の取り扱いとする。 <p>参考</p>
区分 階層	幼稚園		保育園																																																																																																				
	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上																																																																																																		
1	0	0	0	0	0																																																																																																		
2	2,500	2,500	8,500	5,700	5,700																																																																																																		
3①	4,700	4,700	13,500	10,600	10,600																																																																																																		
3②	6,900	6,900	18,500	15,600	15,600																																																																																																		
4①	8,300	8,300	21,800	18,900	18,900																																																																																																		
4②	9,800	9,800	25,100	22,200	22,200																																																																																																		
4③	11,300	11,300	28,500	25,600	25,600																																																																																																		
5①	13,200	12,300	33,000	29,800	27,800																																																																																																		
5②	15,100	13,300	37,800	34,100	30,000																																																																																																		
5③	17,000	14,200	42,200	38,400	32,200																																																																																																		
6①			45,300																																																																																																				
6②			48,400																																																																																																				
6③			51,600																																																																																																				
6④			54,700																																																																																																				
6⑤			57,900																																																																																																				

	<p>7 ① 63,400 7 ② 72,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間型+預かり保育=幼稚園保育料(月額)+預かり保育(日額) ・長時間型+延長保育=保育園保育料+保育園保育料×1割 ・保育料には、給食費が含まれる ・早朝保育及び時間外保育の料金は、通常保育料金に含まれる ・一時保育の保育料は、1日、1,500円(定額制) 	<p>* 平成14年度までの料金</p> <p>ア 保育園の料金 国の基準の95%</p> <p>イ 幼稚園の料金 授業料 5,000円(月額) 入園料 3,500円(入園時)</p>																																						
<p>保育料の階層区分</p>	<p>*階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1階層及び第4~第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>① 市町村民税課税世帯 均等割の額のみ 世帯(所得割の額のない世帯)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>② 市町村民税課税世帯 所得割の額のある世帯</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>① 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>② 3,000円未満</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>③ 30,000円未満</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>④ 64,000円未満</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>① 100,000円未満</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>② 130,000円未満</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>③ 160,000円未満</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>① 210,000円未満</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>② 260,000円未満</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>③ 310,000円未満</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>④ 360,000円未満</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>⑤ 408,000円未満</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>① 510,000円未満</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>② 510,000円以上</td> </tr> </tbody> </table>	階層	定義	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	2	第1階層及び第4~第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3	① 市町村民税課税世帯 均等割の額のみ 世帯(所得割の額のない世帯)	3	② 市町村民税課税世帯 所得割の額のある世帯	4	① 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4	② 3,000円未満	4	③ 30,000円未満	4	④ 64,000円未満	5	① 100,000円未満	5	② 130,000円未満	5	③ 160,000円未満	6	① 210,000円未満	6	② 260,000円未満	6	③ 310,000円未満	6	④ 360,000円未満	6	⑤ 408,000円未満	7	① 510,000円未満	7	② 510,000円以上	
階層	定義																																							
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)																																							
2	第1階層及び第4~第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯																																							
3	① 市町村民税課税世帯 均等割の額のみ 世帯(所得割の額のない世帯)																																							
3	② 市町村民税課税世帯 所得割の額のある世帯																																							
4	① 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯																																							
4	② 3,000円未満																																							
4	③ 30,000円未満																																							
4	④ 64,000円未満																																							
5	① 100,000円未満																																							
5	② 130,000円未満																																							
5	③ 160,000円未満																																							
6	① 210,000円未満																																							
6	② 260,000円未満																																							
6	③ 310,000円未満																																							
6	④ 360,000円未満																																							
6	⑤ 408,000円未満																																							
7	① 510,000円未満																																							
7	② 510,000円以上																																							
<p>幼保一元化への視点</p>	<p>幼・保の公平、平等の保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の教育課程、保育計画、デイリープログラム ・センター内で、幼稚園児、保育園児の区別をしない言い方をすること(クラス配置、クラス名の表示などを含む) ・職員配置基準を幼・保とも同じ基準とする ・幼稚園保育料と保育園保育料の整合性 ・職員採用するときは、幼保の両方の資格保持者を <p>構造改革特区の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成の一元化 ・所長の設置基準の特例 ・教諭・保育士の配置基準の緩和 ・資格の経過措置の緩和 ・施設の共用化等に関する指針の緩和 																																							

○ 用語

- ・(注1) 満3歳児入園 (幼稚園教育) 満3歳の誕生日の翌日からの入園。
- ・(注2) 預かり保育 (幼稚園教育) 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動
幼稚園の13:30~16:00の部分がこれに相当します。
- ・(注3) 一時保育 保護者の申込みにより、在宅の乳幼児を一時的に保育します。
- ・(注4) 障害児保育 保育に欠ける中程度の障害児で健常児と共に保育することが望ましく、
集団保育が可能で日々通所することができる「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく特別児童扶養手当の支給対象児。

1日の生活の流れ (0, 1, 2歳)

時間	0歳児(前期)	0歳児(後期)	1~2歳児
7:30	・登園 健康の視診	・登園 健康の視診	・登園 健康の視診
	・連絡ノート確認	・連絡ノート確認	・連絡ノート確認
8:00	・おむつ交換 遊び	・おむつ交換	・遊び 保育者と遊んだり, おもちゃで遊ぶ
		・遊び, お座り, 腹ばい, はいはい	
9:00	・検温	・検温	・おむつ交換, 排せつ, 手洗い
	・果汁		
	・個々に合わせて授乳	・個々に合わせて授乳	
	・睡眠		・おむつ交換, 排せつ, 手洗い
10:00		・おむつ交換 おやつ	・おやつ
		・睡眠	・遊び 絵本を読んでもらったり, 手足を動かす 遊びや体を動かして遊ぶ
	・おむつ交換		
11:00	・離乳食(5か月ころ~)	・おむつ交換	
		・離乳食, 授乳	
			・おむつ交換, 排せつ, 手洗い
12:00	・おむつ交換	・おむつ交換	・昼食, 歯磨き
	・睡眠	・睡眠	・午睡準備
			・午睡
14:00	・おむつ交換 遊び	・おむつ交換	
		・遊び, お座り, 腹ばい, はいはい	
14:30			・目覚め
		・おむつ交換	・おむつ交換, 排せつ, 手洗い
15:00	・おむつ交換 遊び	・授乳 おやつ	・おやつ
		・遊び	・遊び 保育者と遊んだり, 個々の好きな おもちゃで遊ぶ
16:00	・降園	・降園	・降園
	・おむつ交換	・おむつ交換	
	・睡眠	・遊びながらお迎えを待つ	・遊びながらお迎えを待つ
16:30			・おむつ交換, 排せつ, 手洗い
18:00	・おむつ交換	・おむつ交換	
18:30			・おむつ交換, 排せつ, 手洗い
			・補食を食べる
19:00	・降園	・降園	・降園

1日の生活の流れ (3歳児, 4~5歳児)

時間	3歳児	4~5歳児
7:30	・登園(短時間型~9:00, 長時間型~9:30) ・視診 所持品の始末 ・お部屋(きつね)で遊ぶ	・登園(短時間型~9:00, 長時間型~9:30) ・視診 所持品の始末 ・お部屋(きつね)で遊ぶ
8:30	・バス到着 ・部屋や遊戯室で遊ぶ	・バス到着 ・部屋や遊戯室で遊ぶ
9:30	・午前の遊び 組別, 年齢別, 全体で	・午前の遊び 組別, 年齢別, 全体で
10:50	・遊び用具片付け, 排せつ, 手洗い ・昼食の用意	
11:15		・遊び用具片付け, 排せつ, 手洗い
11:30	・昼食(部屋で食事)	・入室 今日の遊びの話
11:45		・昼食の用意
	・昼食の片付け 歯磨き ・食後の遊び	・昼食(ランチルームで食事) ・昼食の片付け 歯磨き
12:30	・午睡の用意(保育者)	・午睡の用意(保育者, 4・5歳児) ・食後の遊び
12:50	・遊びの用具片付け	・遊びの用具片付け
13:00	・手洗い うがい 排せつ ・絵本・紙芝居を見る	・手洗い うがい 排せつ
13:10	・帰りの準備 ・お別れのあいさつ	・帰りの準備 ・絵本・紙芝居を見る ・お別れのあいさつ
13:20	・短時間型 降園(保護者お迎え 13:20~13:30)	・短時間型 降園(保護者お迎え 13:20~13:30)
13:30	・長時間型午睡	・長時間型午睡
15:00	・起床 布団をたたむ ・排せつ 手洗い	・起床 布団を片付ける ・排せつ 手洗い
15:15	・おやつを食べる	・おやつを食べる
15:45	・帰りの準備	・帰りの準備
16:00	・帰りのバス出発 ・午後の遊び 戸外での遊び, 室内での遊び, 異年齢児との遊び, ビデオ・テレビ視聴	・帰りのバス出発 ・午後の遊び 戸外での遊び, 室内での遊び, 異年齢児との遊び, ビデオ・テレビ視聴
18:00	・片付け	・片付け
18:30	・長時間型 降園 ・延長保育開始	・長時間型 降園 ・延長保育開始
18:40	・補食を食べる ・帰りの用意	・補食を食べる ・帰りの用意
19:00	・延長保育終了 降園	・延長保育終了 降園